

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第二十一号

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六十五万円」を「六十六万円」に改め、同条第三項中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第二十二条第一項中「六十五万円」を「六十六万円」に、「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同項第二号中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同項第三号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和七年度以後の年度の保険税について適用し、令和六年度分までの保険税については、なお従前の例による。